

別表第1(第2条関係)

(平12規則36・全改、平13規則42・平13規則90・平14規則13・平14規則92・平15規則14・平16規則19・平16規則45・平17規則34・平17規則51・平18規則31・平18規則79・平20規則85・平28規則13・平成29規則10・平成30規則10・一部改正)

1 使用料及び手数料

- (1) 行政不服審査法施行条例(平成28年島根県条例第12号)に基づく手数料
- (2) 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)に基づく手数料(同条例第3条の規定により指定試験機関等に納付する手数料並びに別表39の項に規定する家畜取引法関係手数料、別表40の項第1号に規定する標準鶏の認定手数料及び同表67の項に規定する政治資金規正法関係手数料並びに松江保健所長が受理する申請その他の行為(以下「申請等」という。)に係る手数料を除く。)
- (3) 行政財産の使用料に関する条例(昭和39年島根県条例第42号)に基づく使用料で、許可の期間が、日又は時間で定められた場合に係るもの(県立学校の施設に係る使用料を除く。)
- (4) 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例(昭和45年島根県条例第41号)に基づく手数料
- (5) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)に基づく手数料
- (6) 島根県立高等看護学院条例(昭和41年島根県条例第62号)に基づく入学試験料及び証明書交付手数料
- (7) 温泉法施行条例(平成12年島根県条例第15号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (8) 理容師法施行条例(平成11年島根県条例第49号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (9) 美容師法施行条例(平成11年島根県条例第50号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (10) クリーニング業法施行条例(平成12年島根県条例第16号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (11) 旅館業法施行条例(昭和45年島根県条例第55号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (12) 興行場法施行条例(昭和59年島根県条例第25号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (13) 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (14) 食品衛生法施行条例(平成11年島根県条例第51号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (15) 島根県魚介類行商条例(昭和26年島根県条例第19号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (16) 化製場等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第26号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (17) 島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号)に基づく手数料(松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。)
- (18) 島根県農業技術センター分析等手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)に基づく手数料

- (19) 島根県中山間地域研究センター条例(平成14年島根県条例第61号)に基づく手数料
- (20) 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)に基づく手数料
- (21) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例(平成17年島根県条例第84号)に基づく手数料
- (22) 島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)に基づく使用料及び手数料(分析、試験、鑑定、調査等の結果に基づき確定する手数料及び同条例別表備考の規定により加算すべき手数料を除く。)
- (23) 島根県立高等技術校条例(昭和44年島根県条例第51号)に基づく入校検定料
- (24) 島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)に基づく使用料(着陸料及び停留料に限る。ただし、知事から納付の特例を受けた者に係る着陸料及び停留料を除く。)
- (25) 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)に基づく手数料
- (26) 都市計画法施行条例(平成12年島根県条例第30号)に基づく手数料
- (27) 島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)第4条第1項第1号又は第3号の規定に基づく使用料
- (28) 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)に基づく手数料
- (29) 島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)に基づく受検料及び入学料
- (30) 警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)に基づく手数料(第3条の規定により指定試験機関等に納付する手数料及びパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給に係る手数料を除く。)

## 2 県税

狩猟税